

高架下整備等アドバイザー業務
公募型プロポーザル方式実施要領

1. 業務名 高架下整備等アドバイザー業務
(以下「本業務」という。)
2. 業務内容
別紙「高架下整備等アドバイザー業務仕様書」参照
3. 履行期間 契約日の翌日から令和5年3月24日まで
4. 履行場所 雑餉隈町、白木原、東大和区他
5. 予定価格 31,766,000円(税抜き)

6. 参加資格要件

このプロポーザル方式の参加者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。また、このプロポーザル方式は、他者と企業体を組んで参加することができるものとする。この場合において、全構成事業者が①から⑦の要件を、代表事業者が⑧の要件を、本業務に従事する者が⑨の要件を満たしていなければならない。なお、共同企業体の構成員の出資比率及び代表者の選定については、大野城市共同企業体運用要綱(平成5年要綱第18号)の規定を準用する。

また、②の要件を満たしていない場合は、本市所定の資格審査を受け、承認を得ることで参加資格を認める。

- ①大野城市競争入札参加資格等に関する規程(平成7年規程第1号)第3条各号のいずれにも該当しないこと。
- ②令和元・2年度の有資格者名簿(大野城市競争入札参加資格等に関する規程第7条に規定するものをいう。)に登載されていること。
- ③会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立がなされていないこと。
- ④民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立がなされていないこと。
- ⑤プロポーザル参加申込書(様式第1号)の提出期限から受託候補者特定の日までにおいて、大野城市指名停止等の措置に関する規則(平成19年規則第23号)に基づく指名停止を現に受けていないこと。

⑥大野城市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体でないこと。

⑦法人であること。

⑧平成 23 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで（以下「過去 10 年間」という。）に、国又は地方公共団体が発注した以下の業務に関するアドバイザー業務のいずれかの実績を 3 件以上有すること。

ア. 官民複合施設または文化・交流施設のいずれかに関するアドバイザー業務（要求水準書作成、事業者選定支援、契約締結支援を含む）。

イ. ハードの整備と維持管理のみの官民連携事業でなく、それに加えて運営等で、街のにぎわいを創出させるアドバイザー業務（イベント等の実施やその窓口、サポート等）。

ウ. その他、本業務に類する施設とにぎわいづくりに関するアドバイザー業務。

⑨本業務の実施にあたっては以下の技術者をそれぞれ 1 名以上配置すること。

ア. 管理技術者：業務の管理・統括を行うものとして、技術士（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画）または技術士（建設部門：都市及び地方計画）のいずれかの資格を有する者

イ. 担当技術者（事業スキーム担当者）
業務の実務にあたる者として、過去 10 年間のアドバイザー業務において事業スキーム担当者としての業務実績を有する者

ウ. 担当技術者（施設計画（土木）に関する担当者）
業務の実務にあたる者として、技術士（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画）または技術士（建設部門：都市及び地方計画）のいずれかの資格を有する者

エ. 担当技術者（施設計画（建築）に関する担当者）
業務の実務にあたる者として、一級建築士の資格を有する者

オ. 担当技術者（法務担当者）
業務の実務にあたる者として、過去 10 年間のアドバイザー業務において法務担当者としての業務実績を有する者

7. 参加申し込み及び提案手続きに関する事項

(1) 事務局（担当部課）

大野城市建設環境部 連立・高架下活用推進室 今村、島本、古賀

〒816 - 8510 大野城市曙町二丁目 2 番 1 号

電話番号 092 - 580 - 1967（直通）

メールアドレス renritsu@city.onojo.fukuoka.jp

(2) 資料配付に関すること

①実施要領の配付期間

- ア. 配布期間：令和3年4月28日（水）～令和3年5月26日（水）午後5時
- イ. 配布方法：大野城市ホームページよりダウンロードすること。

②配付資料等

- ア. 高架下整備等アドバイザー業務公募型プロポーザル方式実施要領
- イ. 高架下整備等アドバイザー業務仕様書
- ウ. 様式集（様式第1号、2号、3号、7号、8号、9号、10号、連事様式第1～5号）
- エ. 金抜き設計書

(3) 質問に関すること

①質疑の受付

配付資料に関する質疑の受付期限は、以下のとおりとする。

- ア. 期 限 令和3年5月13日（木）午後5時（必着）
- イ. 提出方法 質疑書（様式第2号）を電子メールにより提出（送信）
- ※電話、FAX及び窓口での口頭による質疑は不可とする。
- ウ. 送 信 先 （1）記載の事務局 メールアドレス

②質疑回答

質疑回答は、令和3年5月6日（木）以降随時回答し、最終回答は、令和3年5月17日（月）までにHPに掲載する。

(4) プロポーザル参加申込兼資格審査申込書、提案書の提出に関すること

プロポーザル参加申込兼資格審査申込書及び提案書の提出書類・提出期限・場所、提出方法は、以下のとおりとする。なお、提出された参加申込兼資格審査申込書、提案書及び関連書類は、原則として返却しない。

①プロポーザル参加申込兼資格審査申込書の提出について

本業務プロポーザル参加希望者は、以下の書類を提出すること。（各1部）

- ア. プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- イ. 会社経歴書（任意様式：A4版1枚程度）
 - ※会社経歴書の内容について指定はしないが、一般的に会社名、所在地、資本金、売上高、事業所、従業員数、有資格者、登録部門、事業概要、沿革などが考えられる。
- ウ. 会社パンフレット
- エ. 特定業務共同企業体協定書（様式第10号。共同提案を行う場合に限り）
- オ. 会社の業務実績調書（連事様式第1号）

業務実績調書には完成承認通知書の写し、履行証明書、又はテクリスの「登録内容確認書」の写しを添付すること。

カ. 業務実施体制（連事様式第2号）

キ. 配置予定技術者の経歴（連事様式第3号）

※参加資格要件②を満たしていない場合は、以下の書類を提出すること。

ク. 商業登記簿謄本（複写でも可）

ケ. 財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、直近2年分）

コ. 直近の市町村税の滞納がないことの証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。複写でも可。）

サ. 直近の消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。複写でも可。）

シ. 使用印鑑届（様式第9号）

【提出期限】

○期限：令和3年5月18日（火）午後5時

○提出場所：大野城市建設環境部 連立・高架下活用推進室

○提出方法：持参を基本とする。但し、新型コロナウイルス等の影響でやむを得ない場合は郵送も認める。（※郵送の場合は5月18日（火）必着。連立・高架下活用推進室が受け取った時間で受付を行う。郵送の場合は必ず郵送した旨を連絡すること。）

※資格審査の結果は随時通知し、令和3年5月21日（金）までに通知する。

②提案書について

ア～ウについては各1部、エ～カについては正本1部、会社名及び社印等の記載がない副本8部を提出すること。また、それぞれのデータを格納したCDも提出すること。電子データはPDF形式とする。なお、提出書類一覧（参考様式、任意様式可）を添付すること。

ア. 見積書（様式第3号）

見積書には積算内訳書（様式任意）を添付すること。

イ. 委任状（様式第7号）

ウ. 確約書（様式第8号）

エ. 実施方針（任意様式 A4版両面印刷3頁以内）

本業務に対する実施方針について記載するものとする。また、コロナ禍においても業務を滞らせることなく円滑に執行するための工夫についても記載すること。

オ. 業務工程表（連事様式第4号、任意様式可）

業務内容のうち民間事業者との契約については、令和4年12月議会での契約締結を目標とし、仮契約は令和4年9月までに仮契約することを目標とする。

カ. 特定テーマ（連事様式第5号、任意様式可）

本業務に対する以下の特定テーマについて、提案内容を記載するものとする。提案枚数は1テーマにつきA4版両面印刷で2頁（1枚）以内とする。なお、これまでの実績や成果に基づいた実現性の高い提案とすること。

特定テーマ①

本事業で想定される課題やリスクに対する対応策について

特定テーマ②

民間事業者の優れた提案を引き出す方策について

キ. 提出書類一覧（参考様式、任意様式可）

<本事業にて想定される事業スキームについて>

- ・事業手法 DBO方式
- ・事業形態 サービス購入型（一部施設は民間収益機能を導入する「混合型」）
- ・事業期間 設計・建設期間 : 3年
維持管理・運営期間 : 15年

※その他資料として、市のホームページに掲載している、高架下利用基本計画（令和2年9月策定）、令和2年度実施のサウンディング調査等も参考とすること。

【提出期限】

- 期限 : 令和3年5月26日（水）午後5時
- 提出場所 : 大野城市建設環境部 連立・高架下活用推進室
- 提出方法 : 持参を基本とする。但し、新型コロナウイルス等の影響でやむを得ない場合は郵送も認める。（※郵送の場合は5月26日（水）必着。連立・高架下活用推進室が受け取った時間で受付を行う。郵送の場合は必ず郵送した旨を連絡すること。）

※プレゼンテーション審査日程は、令和3年5月28日（金）までに通知する。

(5) 提出書類の作成方法

- ①提出書類の作成にあたっては、指定の様式により、簡潔かつ明瞭に次のとおり記述すること。なお、提出書類以外の参考資料等は受領しない。
- ②提案書は、委員にわかりやすいように文字は見やすい大きさ（10.5pt以上）を原則とし、図・写真等を用いる場合は見やすいように作成すること。なお、指定の様式以外の関連資料は認めない。
- ③提案書は表紙を作成し、宛名「大野城市長様」、タイトル「高架下整備等アドバイザー業務」提案書、提出年月日、会社名を記載し押印すること（副本には、会社名を記載しないこと。また記載されている資料があれば見えなくすること。）
- ④綴じ込んだファイルの右上に正本、副本と記すこと。（テプラ等のシール可）
- ⑤提案書の項目ごとにインデックスを付すこと。
- ⑥提案書の副本には業者名、ロゴマークその他提案者名を識別可能な表示をしないこと。
- ⑦提案書提出後に辞退する場合は、令和3年5月27日（木）までに任意様式で「辞退届」を提出すること。

(6) 見積書の作成方法

- ①課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ②金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記載すること。
- ③算定根拠となる積算内訳書を添付すること。
- ④見積書及び積算内訳書は、封筒に入れ密封し、かつ、その表面に法人の名称又は商号及び「高架下整備等アドバイザー業務見積書在中」と朱書きすること。また、裏面3箇所に見積書に用いた印鑑で押印すること。
- ⑤見積書の記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分に押印し、見積書最上部余白に「●字削除●字加入」と明記すること。(※金額の訂正は不可)
- ⑥予定価格を上回る見積書を提出した者は、本業務の審査対象にならず、失格となるので、予定価格内で実現可能な見積りを行うこと。

(7) 見積書の無効

次の見積書は無効とする。

- ①金額の記載がない見積書
- ②法令又は見積条件に違反している見積書
- ③見積者の記名押印がなく、見積者が判明できない見積書
- ④所定の場所及び日時に到着しない見積書
- ⑤金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない見積書
- ⑥見積参加資格のない者、見積参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等見積参加条件に違反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者が作成した見積書

8. 受託候補者の選定に関する事項

選考方法は、プレゼンテーション審査により特定する。プレゼンテーション評価（配点：350点）及び価格評価（配点：50点）を行い、合計点が最も高い者を選定する。合計点が並んだ場合は、価格評価を除いた合計点が高い提案者を選定する。それでも同点の場合はくじ引きとする。

参加者が1者の場合は、プレゼンテーション審査を行い、全審査委員の合計点（価格評価を除く。）の平均が6割以上である場合に選定するものとする。

(1) プレゼンテーション審査

提案書に関して審査委員（7名）に対し、以下のとおりプレゼンテーションを行う。

- ①プレゼンテーションは20分以内とし、基本的にパワーポイント等を使用し、提案内容について説明を行う。質疑応答は10分から15分程度とする。パソコンは各自で準備すること。プロジェクター、スクリーンは市が準備する。プロジェクターの接続はVGAケーブルである。

- ②説明は提出した業務実施体制（連事様式第2号）と提案書のみを使用すること。これら以外の資料を使用した場合は無効とする。パワーポイント等は提案書の内容に沿ったものとし、提案書を要約することは認めるが、提案書の内容の追加や、提案書に記載の無いものを提示してはならない。また、追加資料は受理しない。
- ③質疑は、提案書及びプレゼンテーションのことについて行う。
- ④プレゼンテーションへの出席は、連事様式第2号に記載のある管理技術者及び主たる担当技術者を含めて、同様式に記載のある技術者から計5名以内とする。管理技術者と主たる担当技術者の出席は必須とする。
- ⑤プレゼンテーションは管理技術者または主たる担当技術者が行うことを基本とする。なお、担当する分担業務により説明者を変更することができる。
- ⑥プレゼンテーションの予定日は、令和3年6月2日（水）とする。なお、受付時間、プレゼンテーション開始時間については、別途通知を行う。
- ⑦プレゼンテーションの順番は提案書提出の受付が遅かったものから順に実施する。
- ⑧新型コロナウイルスの影響により遠方から庁舎に赴いてプレゼンテーションができない場合はテレビ会議方式のプレゼンテーションを認める。但し、パソコンや通信機器、マイク、スピーカー等の準備は提案者側にて人員を配置して全て行うものとし、7名の審査委員と対話ができるようにスピーカー、マイク等も準備すること。機器の準備を行う人員について特定しないが、④に該当する技術者以外の場合は、説明や回答をすることができない。

（2）選定結果の公表

- ①プレゼンテーション審査の結果通知は、参加者全員に令和3年6月10日（木）までに行う。
- ②選定結果については、委員会が作成するすべての提案者の得点を記載した一覧表を、大野城市役所建設環境部連立・高架下活用推進室で公表する。
- ③提案者は、審査結果について不服がある場合は、審査結果通知書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に書面により、市長に対して非選定の理由について説明を求めることができるものとする。
- ④市長は、前項の説明を求められたときは、特別の事情がある場合を除き、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して14日以内に、書面等により回答するものとする。

9. その他特記すべき事項

- ①提案等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- ②提出された提案書及び関係書類は、返還、差し替え、変更又は取り消しすることができない。
- ③プレゼンテーションで回答した内容については、責任を持って実現するため、提案書に記載のないものは仕様書の別紙として記載し、契約書へ綴じこむ。また、提案

書も契約書に綴じこむ。

- ④プレゼンテーションで回答した内容および提案書に記載の内容は、本業務において提示した見積金額の範囲内で対応するものとする。
- ⑤市は選定された提案者の提案内容に基づき、業務内容の詳細についての協議を行う。
- ⑥落札候補者と合意に至らなかった場合は、次点の提案者と同様の協議を行う。
- ⑦提出した提案書の取扱いは、大野城市財務規則、大野城市の情報公開条例その他関係法令によるものとする。また、審査以外の目的で無断使用をすることはしない。
- ⑧契約に際しては、双方1通ずつ契約書を取り交わし、その内容は大野城市財務規則、その他関係法令によるものとする。
- ⑨提案書等に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- ⑩本業務を受注した者は、この契約に関連する事業が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条に基づく特定事業として選定された場合は、秘密の保持、情報の公平性及び公正さの担保の観点から、同法第8条に定める民間事業者の選定に応募又は参加しようとする応募企業、応募企業グループの一員又は協力企業になることはできないものとする。

10. 全体スケジュール

(1) 手続開始の公示（公募）	令和3年4月28日（水）
(2) 実施要領等資料配布	令和3年4月28日（水）から 令和3年5月26日（水）午後5時
(3) 提案書等の質疑受付締め切り	令和3年5月13日（木）午後5時
(4) 提案書等に関する質疑回答期限	令和3年5月17日（月）
(5) 参加申込兼資格審査申込書提出期限	令和3年5月18日（火）午後5時
(6) 資格審査結果通知	令和3年5月21日（金）までに随時通知
(7) 提案書提出期限	令和3年5月26日（水）午後5時
(8) プレゼンテーション審査日程通知	令和3年5月28日（金）
(9) プレゼンテーション審査	令和3年6月2日（水）
(10) プレゼンテーション審査の結果通知及び公表	令和3年6月10日（木）
(11) 契約	令和3年6月21日（月）
(12) 審査結果の開示	令和3年6月10日（木）から 令和3年6月24日（木）